

権利擁護と虐待防止に係る規程

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人いなほの郷福社会（以下、「法人」と言う）が、法人の理念に基づき、健全な事業運営を行うにあたり、高齢者（以下、「利用者」と言う）の人権を尊重し、その権利を擁護するとともに、利用者の安心で安全な日常生活を確保することを目的として必要な事項を定める。

第2条（基本方針）

法人は、全ての役員・職員・準職員（以下、「職員等」と言う）が、常に利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重し、利用者の自立と生活の質の向上と自己実現のため適切な支援を行えるように、その環境を整備し体制を整えるものとする。

職員等は、日頃の業務において、利用者の安全・安心を最優先に考え、事故の防止、衛生管理、健康管理、権利侵害・虐待にあたる行為がないかなど、細心の注意を払い、かつ朝礼・職員会議・運営 会議・コンプライアンス検討会議棟で連絡、確認、報告、検討する。

法人は、普段から研修・勉強会等をとおして、職員等の人権意識を高める一方、知識を深め、援助技術の向上をなせるように取り計らう。

利用者のひとりひとりの状況に応じた個別支援計画を作成し、職員間での共通認識をもって、適切な支援を行う。

相談・苦情解決委員会を設け、利用者・保護者等からの意見や苦情をすべて、検討し解決するものとする。

第3条（権利擁護について）

全ての職員は、利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重するため、法令、諸規定及び職員倫理と行動規範等を順守し、体罰、虐待、財産侵害等をはじめとする人権侵害行為を決して行わないものとする。

法人は、人権侵害ゼロの実現のため、職員等の研修や啓発を行い、職員資質の向上を図るとともに、各事業所におけるチェック体制の整備を行う。

第4条（虐待防止について）

法人の職員等は、障害者虐待防止法に基づき、利用者に対しての不適切な言動や以下の行為を絶対に行ってはならない。

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④ネグレクト ⑤経済的虐待

第5条（緊急やむを得ない行動制限・抑制について）

法人では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために、利用者の状態、行動等が、下記のA、B、Cをすべて満たしており緊急やむを得ず、以下の方法で最小限度の行動制限・抑制を行う場合を除き、いかなる身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 行動制限・抑制を行う以外に代替する介護・支援方法がない
- C 行動制限・抑制が一時的である

- ①自傷・他害行為がある場合、未然に防ぐ又は制止するために、腕・足等身体を抑える行為及び教材・遊具等の使用を制限する行為
- ②利用者がパニック状態にある場合、症状が治まり通常の活動ができる状況になるまで別室等で待機してもらうこと、又、その理由を伝えた上で本人の意思にかかわらず別室へ移動してもらう行為
- ③不意な飛び出し等を未然に防ぐために、室内においての施錠、野外においての手をつなぐ、腕等身体を抑える行為
- ④車中、車椅子、介助椅子等の利用におけるシートベルト等の使用
- ⑤利用者の自立に向けて指導の一環として、言葉による行動の制限・制止・促し等を行う行為

緊急やむを得ない行動制限・抑制を行う場合は、個別支援計画に明記するとともに、実践した場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況等を記録する。

第6条（権利擁護のための監視体制）

前条のやむを得ない行動制限・抑制を行うについては、その必要性を個別処

遇支援会議(ケース会議)において検討し、判断した場合、遅滞なくコンプライアンス検討会議に報告し、承認を得るものとする。

法令順守管理者は、職員に対して、利用者又はその家族に対して、緊急やむを得ない行動制限・抑制についての詳細な説明を行うことを指示し、確認する。また、利用者又はその家族の同意が得られたかについても確認する。緊急やむを得ない行動制限・抑制については、介助することを目標に経過観察・再検討を行うものとする。

第7条(変更)

この規定の変更は理事長の上申に基づき、理事会の同意を得て行う。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する